富山県プロフェッショナル人材戦略本部人材紹介事業者登録要領

（目的）

第１条　「富山県人材活躍推進センター」（以下「推進センター」という。）が富山県から委託を受けて実施する富山県プロフェッショナル人材確保事業（以下「事業」という。）において，県内企業に対してプロフェッショナル人材を紹介する人材紹介事業者の登録について，必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要領において，次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

（１）富山県プロフェッショナル人材戦略本部（以下「本部」という。）

県内企業に対し、新販路の開拓などの積極的な経営展開や企業の成長の実現を担う人材確保の支援に取り組む拠点

（２）プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発，その販売の開拓や，個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて，企業の成長戦略を具現化していく人材

（３）登録人材紹介事業者

職業安定法（昭和２２年法律第１４１号。以下「法」という。）第３０条に規定する有料職業紹介事業者で，この要領により登録を受けた事業者

（登録人材紹介事業者の業務内容）

第３条　この事業において，登録人材紹介事業者が行う業務は次のとおりとする。

（１）県内企業が求める人材ニーズに関する情報の提供

（２）県内企業の求人ニーズ掘り起こしに関する連携

（３）プロフェッショナル人材の求職に関する情報の提供

（４）本部が取り次ぐ県内企業の求人ニーズへの対応

（５）本部に対する活動状況等の報告

（登録の方法）

第４条　本事業の趣旨に賛同し，プロフェッショナル人材を紹介する人材紹介事業者は，あらかじめ人材紹介事業者登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて，本部に提出するものとする。

（１）有料職業紹介事業許可書の写し

（２）有料職業紹介事業者の概要が分かるもの

（３）求職及び求人の申込み方法など，業務運営が分かるもの

（４）富山県以外の都市圏在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの

（５）人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの

（６）個人情報の管理に関するもの

（７）その他必要と認める書類

（登録の基準）

第５条　登録人材紹介事業者の登録については，次に掲げる審査基準により申請内容を審査の上，本部が登録を決定し，通知する。審査は原則，提出された申請書類等により行うものとするが，審査前にヒアリングを行う場合がある。

（１）有料職業紹介事業者の許可を有すること

（２）求職・求人の登録件数が相当程度あること

（３）紹介実績及び成約実績が相当程度あること

（４）富山県以外の都市圏在住の求職者の登録を有していること。

（５）プロフェッショナル人材に関するマッチング実績を有していること。

（６）富山県内の中小企業等の求人登録の実績を有していること。

（７）紹介した人材が円滑に定着できるよう，人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組みを行っていること

（８）暴力団，暴力団員等の反社会的勢力に属する者，その他本部が適当でないと認めた者に該当しないこと

（登録の条件）

第６条　第４条に規定する人材紹介会社登録申請書を提出する際には、次の条件を承諾して提出することを条件とする。

（１）本部の取組みに協力すること

（２）登録人材紹介会社及び県内企業が、プロフェッショナル人材の個人情報を本部、国及び県へ提供することについて、あらかじめ当該プロフェッショナル人材から書面で同意を得ておくこと

（３）毎月のプロフェッショナル人材に関する職業紹介の実績等について、翌月10日までに有料職業紹介活動状況報告書（様式第２号）により、本部に報告すること

（変更届）

第７条　登録人材紹介事業者は次に掲げる変更事項があった場合は，変更届（様式第３号）により，速やかに本部へ届け出るものとする。

（１）法第３２条の６に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合

（２）法第３２条の７に規定する変更の届出をした場合

（登録の取り下げ）

第８条　登録人材紹介事業者が登録削除を希望する場合は，登録取り下げ申請書（様式第４号）により本部へ申請するものとする。

（登録の取消）

第９条　次のいずれかに該当するときは，本部は登録を取り消すことができる。

（１）法第３２条の９に規定する許可の取消があったとき

（２）不正な行為があると本部が認めたとき

（３）正当な理由がないのに，第３条に定める業務を行わないとき

２　前項の規定により登録を取り消した場合に登録人材紹介会社が被った損失については、本部は損害賠償を行わない。

（登録の有効期間）

第10条　本部の設置期間中，登録は有効とする。ただし，第８条により登録の取り下げがあったとき又は第９条により本部が登録を取り消したときは，失効する。

（守秘義務）

第11条　登録人材紹介会社は、業務上知り得た情報を厳守するとともに、これを本事業の目的以外で利用してはならない。

（指導監督）

第12条　本部は，この登録に関する事項について，必要に応じて検査し，登録人材紹介事業者に対して報告を求めることができる。

（その他）

第13条　この要領に定めるもののほか，登録に関して必要な事項は，本部が別に定める。

附則

この要領は，平成３１年４月１日から施行する。

様式第１号（要領第４条関係）

人材紹介事業者登録申請書

年　　月　　日

富山県プロフェッショナル人材戦略本部　御中

住　　　　　　所(郵便番号、本社所在地)

名　　　　　　称

代表者の職・氏名

富山県プロフェッショナル人材戦略本部人材紹介事業者登録要領第４条に基づき，下記のとおり申請します。

記

１　事業者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 富山県プロフェッショナル人材戦略本部との連絡窓口 | 担当部署名  所在地（〒　　　－　　　　）  電話番号　　　－　　　－　　　　 ＦＡＸ　　　－　　　－  E-mail |
| HPアドレス |  |
| 有料職業紹介  事業許可番号 | （有効期間　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで） |
| 事業者の特徴  （登録人材の状況，得意な職種等） |  |
| 人材紹介手数料の概要  （着手金,成功報酬等） |  |

※１の記載事項は、登録人材紹介事業者一覧に掲載する公開情報となります。

２　有料職業紹介の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 求人（企業） | 求職（人材） |
| （1）登録件数  （　年　月時点） | （内，県内企業　　　　　　　） | （内，県外在住者　　　　　　） |
| （2）紹介件数  （前年度実績） | （内，県内企業　　　　　　　） | （内，県外在住者　　　　　　） |
| （3）採用件数  （前年度実績） | （内，県内企業　　　　　　　） | （内，県外在住者　　　　　　） |
| （4）採用後のフォローアップの取組 |  |  |

３　添付書類

（１）有料職業紹介事業許可書の写し

（２）有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）

（３）求職及び求人の申込み方法など，業務運営が分かるもの（求人・求職票の様式及び申込手順が分かるものなど）

（４）人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業と交わす契約書の様式，手数料表など）

（５）個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）

（６）その他必要と認める書類

４　担当者連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属・職・氏名 |  | | |
| 住所 | 〒　　　－ |  | |
| 電話・FAX | －　　　　－ | | －　　　　－ |
| E-mail |  | | |

様式第２号（要領第６条関係）

職業紹介活動状況報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　富山県プロフェッショナル人材戦略本部　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　所　　 在　 　地　（〒　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　名 称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者役職 ・ 氏名　　　　　　　　　　　　㊞

富山県プロフェッショナル人材戦略本部人材紹介事業者登録要領第６条に基づき、平成　　年　　月分の職業紹介事業の活動状況について報告します。

記

１　プロフェッショナル人材マッチング契約成立状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 企業名 | 採用者氏名 | 入社（予定）日 | 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　プロフェッショナル人材登録状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 人　数 | 産業分野 | 居住地（記載可能範囲） |
| 経営人材・経営サポート人材 | 人 |  |  |
| 新規事業展開人材 | 人 |  |  |
| 生産管理人材 | 人 |  |  |
| 事業再生人材 | 人 |  |  |
| その他の人材 | 人 |  |  |

３　就業開始後６ヶ月以内のプロフェッショナル人材に対するフォローアップ状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 企業名 | 採用者氏名 | フォローアップの状況（※） | |
| 就業開始前 | 就業開始後 |
|  |  | 回 | 回 |
|  |  | 回 | 回 |
|  |  | 回 | 回 |

　※採用者に対する、就業開始前、就業開始後６ヶ月以内の直接面談の回数を記入して下さい。

様式第３号（要領第７条関係）

変更届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

富山県プロフェッショナル人材戦略本部　御中

住　　　　　　所(郵便番号、本社所在地)

名　　　　　　称

代表者の職・氏名

　有料職業紹介事業許可に関して変更事項がありましたので、富山県プロフェッショナル人材戦略本部人材紹介事業者登録要領第７条に基づき変更届を提出します。

記

１　変更の内容

　（変更前）

　（変更後）

２　添付書類

　・上記に係る変更内容を証明する書類の写し

様式第４号（要領第８条関係）

登録の取り下げ申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

富山県プロフェッショナル人材戦略本部　御中

住　　　　　　所(郵便番号、本社所在地)

名　　　　　　称

代表者の職・氏名

　令和　年　月　日付で人材紹介事業者登録をしているところですが、下記の理由により登録の削除を希望しますので、富山県プロフェッショナル人材戦略本部人材紹介事業者登録要領第８条に基づき登録の取り下げを申請します。

記

　（理由）